

資料 3

まちづくり調整・都市整備・道路委員会
平成21年7月27日
道 路 局

道路局委託工事等事故再発防止委員会の開催状況について

1 委員会の設置

東日本旅客鉄道株式会社に委託した河川改修工事（補助事業）において、補助金の返還等が発生したことを契機に、再発防止を図り、補助事業を適正に執行していくに当たって、平成21年10月を目途に外部有識者から提言を求めるため、7月1日に委員会を設置しました。

(1) 委員会構成

委員会は、法律・会計の専門家や河川・道路の有識者、4名の委員で構成されています。

	氏 名	職 業
委員長	山 下 光	弁護士
副委員長	北 川 善 廣	国土舘大学理工学部教授
委 員	出 雲 淳 一	関東学院大学工学部教授
委 員	大久保 和 孝	公認会計士

(2) 委員会の開催状況

	第1回	第2回	第3回
開 催 日	7月1日	7月17日	7月22日
議 題	概要説明 工事現場視察	概要説明 関係者ヒアリング	関係者ヒアリング

(3) 今後の予定

- 8月 関係者ヒアリング、課題の抽出
- 9月 再発防止策の検討
- 10月 報告書のまとめ

2 返還金及び加算金の納入

国・県への返還金を6月22日に納付し、これにより確定した加算金を6月30日に国・県に納入しました。

(単位：千円)

(単位：円)

区分	補正額			納入額		
	返還金	加算金	計	返還金	加算金	計
国	289,376	93,579	382,955	278,958,465	85,056,326	364,014,791
県	289,376	89,195	378,571	278,958,465	81,030,342	359,988,807
計	578,752	182,774	761,526	557,916,930	166,086,668	724,003,598

道路局委託工事等事故再発防止委員会設置要綱

制定 平成21年7月1日 道総第258号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、JR東日本に委託した河川改修工事（補助事業）において、補助金の返還等が発生したことを踏まえ、再発の防止及び補助事業の適正な執行を図るに当たり、第三者の中立公正な立場からの提言を求めることを目的として設置する道路局委託工事等事故再発防止委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、再発防止を図り、補助事業を適正に執行するために必要な提言等を行う。

（組織）

第3条 委員会は、土木工事における設計、施工を専門とする学識経験者及び法律の専門家等の中から道路局長が委嘱した者をもって組織する。ただし、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、道路局長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

- 2 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員2名をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故のあるときは、又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成21年12月31日までとする。ただし、必要により延期を妨げない。

（会議）

第5条 委員会は、委員長の承認を得て事務局が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（会議の公開）

第6条 会議は、非公開とする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、道路局総務部総務課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。